

スローガン

全国労働衛生週間

「レッドカードが出る前に 心とからだの健康づくり」

期間 10月1日～10月7日

準備期間 9/1～9/30

我が国の職業性疾病は20年前の半数と減少していますが、依然として腰痛等の負傷に起因する疾病、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症等の災害が繰り返し発生しています。また、定期健康診断の結果、何らかの有所見者数が50%近くになり、荷重労働による健康障害や仕事や職場にストレスを感じる労働者も増加しています。このような状況の中、作業方法、作業環境を改善し、労働者の健康確保、増進図り、快適な職場の形成を推進して下さい。また、この機会に労働者の皆さんも健康を考え、生活習慣の見直しや病院への受診などを行内健康増進に努めましょう。



秋の全国交通安全運動

期間

9月21日(火曜日)～9月30日(木曜日)

運動の重点

- 1) 夕暮れ時と夜間の交通事故
防止対策の推進
- 2) シートベルトとチャイルドシート
の正しい着用の徹底

農繁期・秋の行楽と工事の追い込み時期とが重なると交通車両が多く、特に裏道では農作業車が頻繁に出入りする時期となります。また、夕暮れ時間が早くなり薄暮時の子供、高齢者との事故が多くなるこの時期は今まで以上に交差点での安全確認、歩行者・自転車との接触事故に注意し安全運転を心がけましょう。

改正道路交通法のポイント

携帯電話等に関する罰則の見直し

自動車を運転中、携帯電話や無線を手に持って通話したり、メールの送受信などを行うと5万円以下の罰金が課せられます。

(従来は運転中に携帯電話を使っても交通に危険を生じさせない限り罰則の対象では有りませんでした。)

この違反は 違反点数 1点、反則金 6,000円(普通車) 平成16年11月1日より適用されます!!

運転中の携帯電話

見つければ 罰金6千円